

寄付に関するお知らせ

三井住友DSインカムバランスNISAファンド
(成長投資型) / (予想分配金提示型)

愛称 : はぐくむニーサ (成長) / (予想分配)

平素より「三井住友DSインカムバランスNISAファンド(成長投資型) / (予想分配金提示型)」(以下、当ファンド、もしくは「三井住友DSインカムバランスNISAファンド(成長投資型)」を(成長投資型)、「三井住友DSインカムバランスNISAファンド(予想分配金提示型)」を(予想分配金提示型)ということがあります。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。今般、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、当ファンドを通じて得られた報酬の一部を、下記の通り寄付しましたことをご知らせいたします。

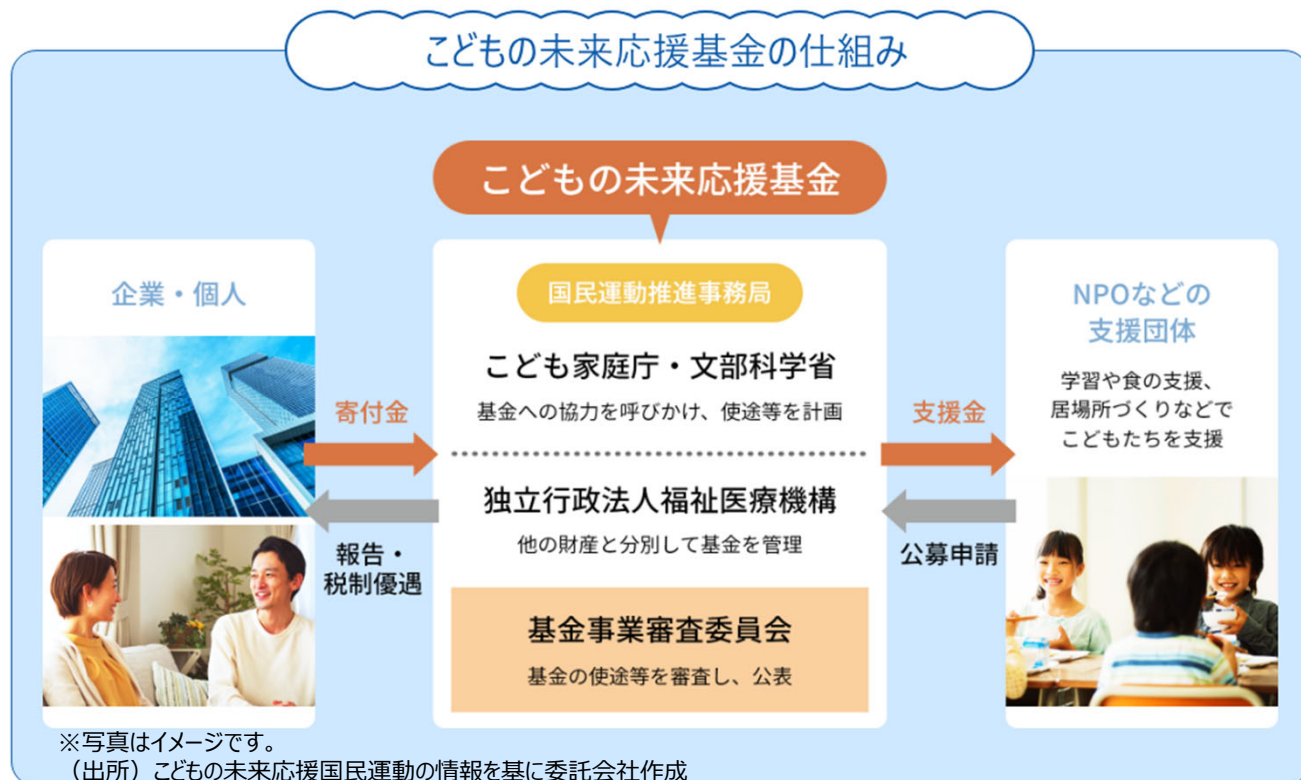
寄付のご報告

- 2026年6月15日に、当ファンドを通じて得られた当社収益の一部を、子育て支援活動等のために、寄付を行ったことをご知らせいたします。寄付先は、「**こどもの未来応援基金**」、**寄付金額は、261,513円です。**
- 当ファンドは、今回の寄付も含め、資産運用ビジネスを通じて未来の日本の成長につながる事業へ貢献をしております。

寄付先のご紹介

団体名	独立行政法人福祉医療機構 こどもの未来応援基金
概要	こどもの貧困対策を進めるための官公民連携プロジェクトのひとつとして、2015年に創設されました。 企業や個人から広く寄付を募り、学習支援団体やこども食堂、フードバンクなど、こどもたちを支援している全国の団体に、活動資金として提供します。

こどもの未来応援基金の仕組み



※ 寄付先の上記団体は、特定の商品と何ら関わりはなく、保証・推奨を行うものではありません。

※ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、今後、寄付の金額変更、中止、寄付先の変更等を行う場合があります。

はぐくみプロジェクトについて

投資家の皆様から頂いた運用管理費用（信託報酬）より、一定額がこどもの未来応援基金に寄付されるスキームの総称です。政府の中核となる戦略である「子育て支援」と「資産所得倍増プラン」を、地域金融機関などとともに推進します。

①子育て支援

ファンドの残高に応じて、こどもの未来応援基金に寄付を実施します。



②資産所得倍増プラン

NISA（少額投資非課税制度）を通じ、貯蓄から投資への流れを確立いたします。投資家の皆様は、ファンドを通じ未来の日本の成長につながる事業に貢献します。

ファンドの特色

- 投資信託への投資を通じて、世界各国の債券、株式、リートに分散投資します。
 - 各資産への投資は、以下の投資信託証券を通じて行います。

日本株式	FOFs用配当フォーカスファンド（適格機関投資家専用）
グローバル株式*1	グローバル好配当株マザーファンド
日本債券*2	FOFs用ジャパン・クレジット・ファンド（適格機関投資家専用）
海外債券	コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド
リート	FOFs用リート・アジアミックス・ファンド（適格機関投資家専用）

 - *1 日本株式を含みます。
 - *2 日本の民間企業またはその子会社のほか、国、地方公共団体および政府関係機関が発行する外貨建債券を含みますが、原則として対円での為替ヘッジを行います。
 - 投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。
- 安定したインカム収益を長期的に獲得することを目的として、基本資産配分は原則として固定配分とします。
 - それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。
 - 市場環境等が大きく変化した場合、基本資産配分の見直しを行う場合があります。

※基本資産配分は、安定したインカム収益の長期的な獲得を目的とするとともに資産間のバランス等を勘案して決定します。ただし、投資対象とする資産やその配分比率は見直しを行う場合があります。
- 実質組入外貨建資産の一部に対して、対円での為替ヘッジを行うことがあります。
 - 基準価額は、為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産に対する為替変動の影響を受けます。
- （予想分配金提示型）は、原則として、奇数月の15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。各計算期末の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
10,500円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	100円
11,000円以上12,000円未満	110円
12,000円以上13,000円未満	120円
13,000円以上14,000円未満	130円
14,000円以上	140円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

<ご留意いただきたい事項>

- 基準価額に応じて、分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

【債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です】

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

【リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です】

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

【部分的な為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は軽減されます】

ファンドは、実質組入外貨建資産の一部について対円で為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円で為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

分配金に関する留意事項

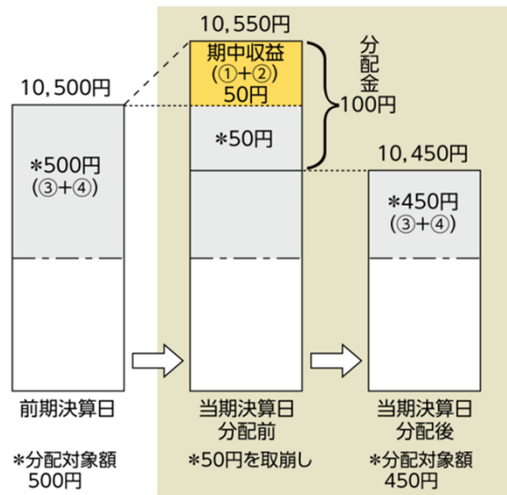
■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



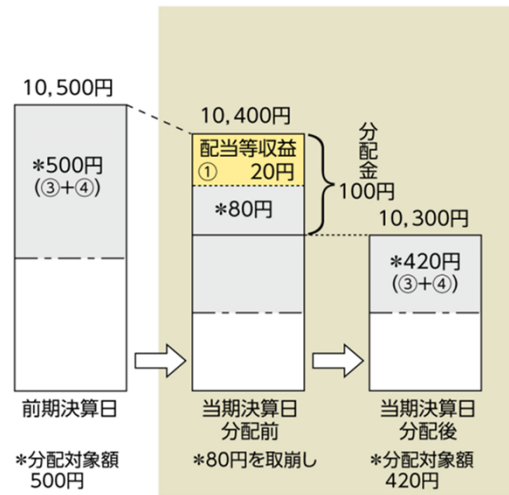
■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

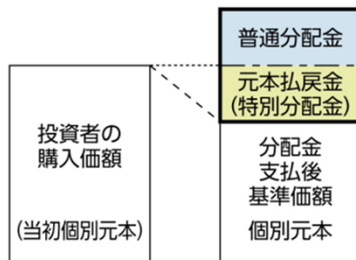


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

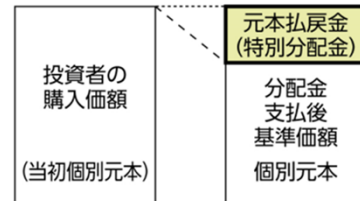
■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2024年1月4日設定）

決算日

（成長投資型）毎年5月、11月の15日（休業日の場合は翌営業日）

（予想分配金提示型）毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**3.30%（税抜き3.00%）**を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.13%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に**年0.957%（税抜き0.87%）**の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の運用管理費用を含めた場合、**年0.9812%（税抜き0.892%）**程度となります。ただし、投資対象とする一部の投資信託において運用管理費用（信託報酬）がかかるほか、各投資信託においてその他の費用・手数料がかかります。その他の費用・手数料は運用状況等によって変動するため、事前に料率等を示すことができません。上記の料率は、2025年11月末現在の情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター：0120-88-2976 【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本STO協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○		○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				※
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第117号	○			○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第12号	○			○		
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第6号	○			○		

備考欄について

※「三井住友DSインカムバランスNISAファンド（成長投資型）」のみのお取扱いとなります。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2026年6月15日